

# 「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント」重要事項説明書

新居浜市地域包括支援センター  
(指定介護予防支援事業所)

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(介護保険事業所番号：新居浜市指定 第 3800500013 号)

新居浜市地域包括支援センターは、ご契約者に対して介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防ケアマネジメント等」という。）を提供します。当センターの概要や提供される介護予防ケアマネジメント等の内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## ☆介護予防支援・介護予防ケアマネジメントとは

- ご契約者が居宅での介護予防サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等（以下、「介護予防サービス等」という。）を適切に利用することができるよう支援します。
- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントケアプラン(以下、「介護予防ケアプラン」という。）」を作成します。
- ご契約者の介護予防ケアプランに基づく介護予防サービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、介護予防サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、介護予防ケアプランの実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業所等とご契約者双方の合意に基づき、介護予防ケアプランを変更します。

※当介護予防ケアマネジメント等の利用は、原則として要支援認定の結果「要支援」と認定された方又は、基本チェックリストにより「事業対象者」に該当した方が対象となります。現在介護保険申請中で、要支援認定結果等がまだ出ていない方でも介護予防ケアマネジメント等の利用は可能です。

## ◆◆目次◆◆

1. 介護予防支援事業所の設置者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員の体制
5. 当事業所が提供する介護予防ケアマネジメント等と利用料金
6. 業務の委託
7. 秘密の保持
8. 事故発生時の対応
9. 介護予防ケアマネジメント等の利用に関する留意事項
10. 苦情の受付について

### 1. 指定介護予防支援事業所の設置者

- (1) 名称 新居浜市地域包括支援センター
- (2) 所在地 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所内
- (3) 電話番号 0897-65-1245
- (4) 代表者氏名 新居浜市長 古川 拓哉  
担当責任者 新居浜市地域包括支援センター所長 宇野 和彦
- (5) 設立年月日 平成19年4月1日

### 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防支援事業所
- (2) 事業の目的 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活ができるよう、利用者の選択に基づき、様々な介護予防サービス等が総合的かつ効率的に提供されるように支援します
- (3) 事業所の名称 指定介護予防支援事業所 新居浜市地域包括支援センター  
平成19年4月1日指定 新居浜市第3800500013号
- (4) 事業所の所在地 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所内
- (5) 電話番号 0897-65-1245
- (6) 管理者氏名 伊藤 里香
- (7) 当事業所の運営方針  
利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、介護予防サービス等が適切かつ公正中立に行われるように努めるとともに、地域における様々な取組みを行う方々との連携を図ります。
- (8) 開設年月日 平成19年4月1日

### 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 新居浜市全域
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金（休日及び12月29日～1月3日を除く）
受付時間	月～金 8時30分～17時15分
サービス提供時間帯	月～金 8時30分～17時15分
緊急時連絡先	営業時間以外においては、次の市役所代表番号へお願いします。 担当職員へ取次ぎさせていただきます。電話33-5151

### 4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して介護予防ケアマネジメント等を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤	非常勤	職務の内容
1. 管理者	1		事業所管理・総括
2. 保健師	3		介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務
3. 主任介護支援専門員	5	2	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務
4. 介護支援専門員	1	7	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務
5. 事務職員等	1	2	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務

#### 5. 当事業所が提供する介護予防ケアマネジメント等と利用料金

当事業所では、介護予防ケアプランの作成等を行います。

当事業所が行う介護予防ケアプランの作成等について、通常の場合、利用料金は介護保険又は地域支援事業から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

##### (1) 介護予防ケアマネジメント等の内容と利用料金

<サービスの内容>

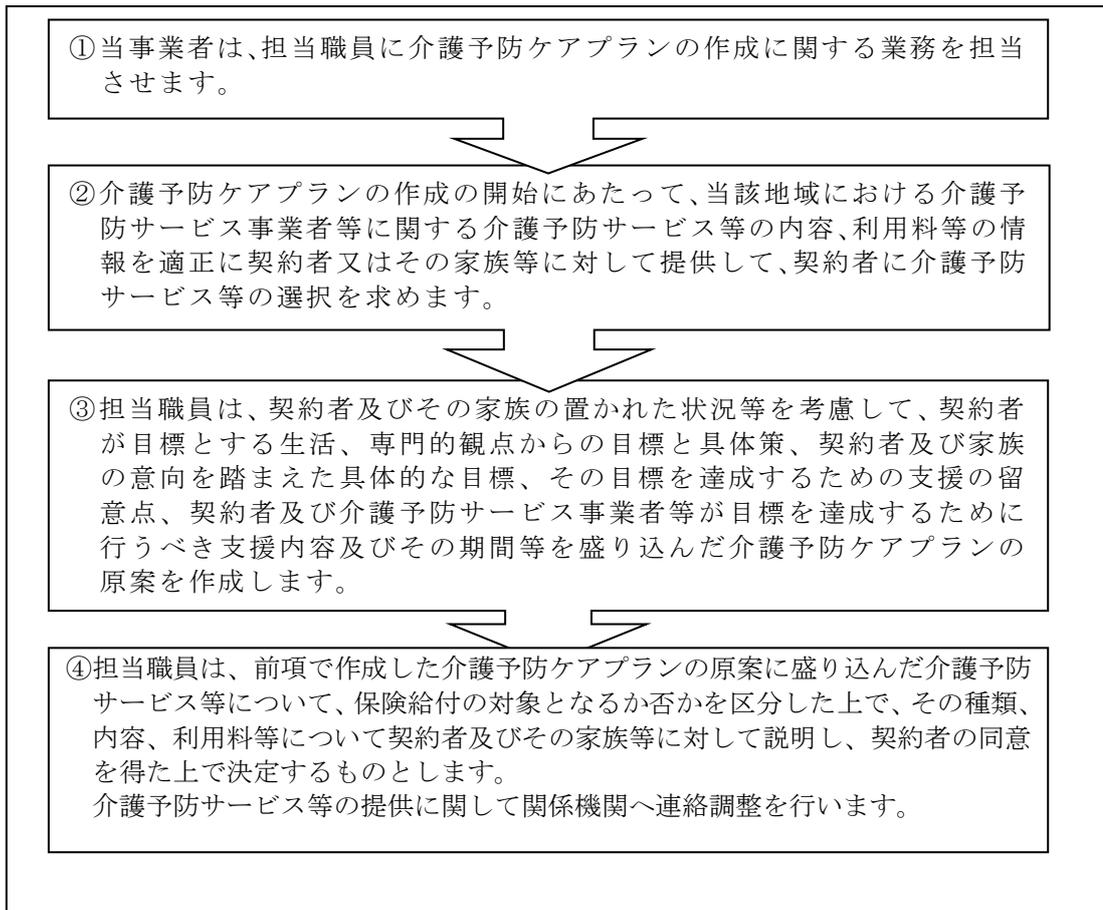
###### ①介護予防ケアプランの作成

- ・ご契約者のご家庭等を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、介護予防サービス等が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、介護予防ケアプランを作成します。
- ・ケアプランに位置付ける居宅介護予防サービス事業者について、ご契約者及びご家族は複数の事業所の紹介を求めること及びケアプランに位置付ける理由を求めることが可能です。

###### ②介護予防ケアプランの交付

介護予防ケアマネジメント等を担当する介護支援専門員等（以下、「担当職員」という。）は、介護予防ケアプランを作成した際には、当該介護予防ケアプランを利用者及び当該計画に位置づけた介護予防サービス等の担当者に交付します。

<介護予防ケアプランの作成の流れ>



③介護予防ケアプラン作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行い、介護予防ケアプランの実施状況を把握します。
- ・介護予防ケアプランの目標に沿って介護予防サービス等が提供されるよう介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要支援認定の更新申請及び要介護認定申請、基本チェックリストの実施等に必要な援助を行います。

④介護予防ケアプランの変更

ご契約者が介護予防ケアプランの変更を希望した場合、または事業者が介護予防ケアプランの変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、介護予防ケアプランを変更します。

⑤介護予防ケアプランの評価

担当職員は、介護予防ケアプランに位置づけた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価を行います。

⑥介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、契約者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

#### <介護予防ケアマネジメント等の利用料金>

介護予防ケアマネジメント等に関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険から介護予防ケアマネジメント等利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）及び給付管理票の作成を伴わない場合は、ご契約者の自己負担はありません。但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険から介護予防ケアマネジメント等利用料金に相当する給付を受領することができない場合等は、下記の介護予防ケアマネジメント等利用料金の全額を一旦お支払い下さい。

利用料金	4,420円（月額）	初回加算	3,000円（月額）
		委託連携加算	3,000円

#### （２）利用料金のお支払い方法

前記（１）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月10日までに当事業所までお支払い下さい。

## 6. 業務の委託

ご契約者の同意により、以下の<業務委託内容>の一部又は全部を指定居宅介護支援事業所に委託する場合があります。契約者の介護予防ケアプランの作成を担当する事業所（当事業所を含む）については、ご契約者と協議の上、決定します。

#### <業務内容>

- ① 介護予防ケアプラン原案作成
- ② 介護予防ケアプランの交付
- ③ 介護予防ケアプラン作成後の支援
- ④ サービス担当者会議の開催
- ⑤ モニタリング・評価

## 7. 秘密の保持

業務上知り得たご契約者及びその家族に関する情報は、契約期間中はもとより、契約終了後や退職後においても、第三者にもらすことはありません。また、個人情報が含まれる記録物に関しては、適切に管理し、処分の際にも漏洩の防止に努めます。

ただし、あらかじめ文書により同意を得た場合は、その個人情報を用いることができるものとします。

## 8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、速やかにご契約者の家族等への連絡、その他必要な措置を講じます。

## 9. 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する予防介護支援及び予防ケアマネジメントの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。

定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

### 10. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

### 11. 虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施します。
- (4) (1) から (3) の措置を適切に実施するための責任者及び担当者を置きます。

### 12. 身体拘束の禁止のための措置

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

### 13. ハラスメント対策

事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。利用者が職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

#### 14. 介護予防ケアマネジメント等の利用に関する留意事項

##### (1) 介護予防ケアマネジメント等の提供を行う担当職員

介護予防ケアマネジメント等の提供時に、当事業所及び6.に記載した居宅介護支援事業所のいずれかにおいて担当職員を決定します。介護予防サービス等の提供を行う事業所については、契約者と協議の上決定します。

##### (2) 担当職員の交替

###### ①事業所からの担当職員の交替

事業所の都合により、担当職員を交替することがあります。

担当職員を交替する場合は、ご契約者に対して介護予防ケアマネジメント等の利用上、不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

###### ②ご契約者からの交替の申し出

選任された担当職員の交替を希望する場合には、当該担当職員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して担当職員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の担当職員の指名はできません。

##### (3) 入院時における連絡

病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

#### 15. 苦情の受付について

##### (1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

###### ○苦情受付窓口（担当者）

新居浜市地域包括支援センター 所長 宇野 和彦

電話番号 0897-65-1245

###### ○受付時間 毎週月曜日～金曜日（休日及び12月29日～1月3日を除く）

8:30～17:15

##### (2) 行政機関その他苦情受付機関

新居浜市役所 介護福祉課	所在地 新居浜市一宮町一丁目5番1号 電話番号 0897-65-1241 FAX 0897-37-3844 受付時間 毎週月曜日～金曜日（休日及び12月29日～1月3日を除く） 8:30～17:15
愛媛県 国民健康保険団体連合会	所在地 松山市高岡町101番地1 電話番号 089-968-8700 FAX 089-968-8717 受付方法 苦情申立書を提出（様式は国民健康保険団体連合会ホームページ参照）